

ドイツ

意匠法

2013年10月19日改正

2014年1月1日施行

目次

第1章 保護の前提

第1条 概念規定

第2条 意匠保護

第3条 意匠保護からの除外

第4条 複合物品の部品

第5条 開示

第6条 新規性についての猶予期間

第2章 意匠権

第7条 登録意匠についての権利

第8条 形式上の資格

第9条 不適格者に対する請求

第10条 創作者としての名称の掲示

第3章 登録手続

第11条 出願

第12条 多意匠出願

第13条 出願日

第14条 外国優先権

第15条 博覧会優先権

第16条 出願審査

第17条 出願に関するその後の手続

第18条 登録に対する阻害事由

第19条 登録簿の管理及び登録

第20条 公告

第21条 公告の延期

第22条 登録簿の閲覧

第23条 手続規定、上訴及び法律問題に関する上訴

第24条 手続経費扶助

第25条 手続の電子的遂行及び行政命令発行に関する授權

第26条 通達に関する授權

第4章 保護の成立及びその期間

第27条 保護の成立及びその期間

第 28 条 維持

第 5 章 財産の対象としての登録意匠

第 29 条 権利承継

第 30 条 物権，強制執行，倒産手続

第 31 条 ライセンスの付与

第 32 条 出願されている意匠

第 6 章 無効及び消滅

第 33 条 無効

第 34 条 請求権限

第 34a 条 ドイツ特許商標庁における無効手続

第 34b 条 停止

第 34c 条 無効手続への参加

第 35 条 部分的維持

第 36 条 消滅

第 7 章 保護の効力及び制限

第 37 条 保護の対象

第 38 条 登録意匠によって与えられる権利及び保護の範囲

第 39 条 法的有効性の推定

第 40 条 登録意匠によって与えられる権利についての制限

第 41 条 先使用権

第 8 章 侵害行為

第 42 条 除去，差止め及び損害賠償

第 43 条 廃棄，回収及び引き渡し

第 44 条 企業所有者の責任

第 45 条 補償

第 46 条 情報

第 46a 条 提示及び検査

第 46b 条 損害賠償請求権の保全

第 47 条 判決の公告

第 48 条 消尽

第 49 条 消滅時効

第 50 条 他の法的規定による請求

第 51 条 処罰規定

第 9 章 意匠訴訟事件の手続

第 52 条 意匠訴訟事件

第 52a 条 無効の主張

- 第 52b 条 無効の確認又は宣言を求める反訴
- 第 53 条 本法及び不正競争防止法による主張についての裁判籍
- 第 54 条 係争金額についての恩恵措置

- 第 10 章 税関による措置についての規定
- 第 55 条 輸入又は輸出の際の差押
- 第 56 条 没収及び異議申立
- 第 57 条 管轄, 上訴
- 第 57a 条 規則(EG)No 1383/2003 による手続

- 第 11 章 特別規定
- 第 58 条 国内代理人
- 第 59 条 登録意匠を示唆する表示
- 第 60 条 延長法による登録意匠
- 第 61 条 印刷書体

- 第 12 章 共同体意匠
- 第 62 条 出願書類の回付
- 第 62a 条 共同体意匠に対する本法の規定の適用
- 第 63 条 共同体意匠についての訴訟事件
- 第 63a 条 委員会への通知
- 第 63b 条 共同体意匠裁判所の地域的管轄
- 第 63c 条 破産手続
- 第 64 条 強制執行命令の発行
- 第 65 条 共同体意匠に関する処罰可能な侵害行為

- 第 13 章 ハーグ協定による産業意匠の保護
- 第 66 条 本法の適用
- 第 67 条 国際出願の提出先
- 第 68 条 国際出願の回付
- 第 69 条 登録阻害事由の審査
- 第 70 条 保護の事後的消滅
- 第 71 条 国際登録の効力

- 第 14 章 経過規定
- 第 72 条 適用法
- 第 73 条 権利の限定
- 第 74 条 意匠法の現代化及び展示保護の公告に関する規則の改正に関する法律についての経過規定

第1章 保護の前提

第1条 概念規定

本法における用語の意味は次の通りである。

1. 意匠とは、物品の全部又は一部の平面的又は立体的な外見であつて、特に、物品自体又はその装飾の線、輪郭、色彩、形状、生地又は原料から成るものことである。
2. 物品とは、工業又は手工業によるあらゆる有体物のことであり、包装、外装、図形記号、印刷用活字書体及び複合物品に組み立てるための個々の部品を含むが、コンピュータ・プログラムは除外する。
3. 複合物品とは、その物品の分解及び再組み立てを可能とするために取り換えることができる多数の部品から成る物品のことである。
4. 用途に従った使用とは、最終使用者による使用のことであり、保守、点検又は修理作業は除外される。
5. 権利所有者とは、登録簿に登録されている意匠の所有者のことである。

第2条 意匠保護

- (1) 新規であり、かつ、独自性を有している意匠は、登録意匠として保護される。
- (2) 意匠は、その登録出願の出願日前に同一の意匠が開示されていない場合には、新規であるとみなす。意匠は、その特徴が非本質的細部においてのみ異なる場合には、同一であるとみなす。
- (3) 意匠は、それに関する知識を有する使用者に対して与える全般的印象が、その登録出願の出願日前に開示されていた意匠によって与えられる全般的印象と異なる場合には独自性を有する。独自性を評価するときには、その意匠を開発するにあたっての創作者の自由度を考慮するものとする。

第3条 意匠保護からの除外

- (1) 下記のものは意匠保護から除外する。
 1. 物品の外見の特徴であつて、専ら技術的機能によって指示されるもの
 2. 物品の外見の特徴であつて、意匠が組み込まれているか又は利用されている物品が他の物品に機械的に結合されるか、又はその中、周囲若しくはそれに対して設置され、その結果、物品の機能を果たすことができるようにするために、正確な形状及び寸法によって複製される必要のあるもの
 3. 意匠であつて、公の秩序又は良俗に反するもの
 4. 意匠であつて、工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の3に記載されている事項又は公益を有する紋章、旗章及び記章についての不適切使用を構成しているもの
- (2) (1)1.の意味における外見の特徴は、それがモジュール式システム内において相互に交換可能な部品の組み立て又は結合を可能にすることに役立つときは、意匠保護から除外されない。

第4条 複合物品の部品

意匠であつて、複合物品の部品を構成する物品に利用されるか、又は組み込まれるものは、

その部品が、複合物品に組み込まれた後、複合物品の用途に従った使用の間に目に見える場合において、かつ、それらの目に見える特徴が新規性及び独自性に関する要件を満たしている範囲において、新規性及び独自性を有しているものとみなす。

第5条 開示

意匠は、公表され、展示され、取引において使用される、又はそれ以外の方法で公衆が利用できるようにされたときに開示される。ただし、当該開示が、その意匠の登録出願の出願日前に、共同体において事業を営んでおり、当該分野の熟練者にとって、通常取引過程において合理的に知られうるものでなかったことを条件とする。意匠は、それが明示又は黙示の守秘条件の下でのみ、第三者に知られているようになっている場合には、開示されているとはみなさない。

第6条 新規性についての猶予期間

意匠が創作者、その権利承継人又は第三者によって、登録出願の出願日前12月の期間内に創作者又はその権利承継人によって提供された情報又は実施された行為の結果として、公衆が利用できるようにされた場合には、その開示には第2条(2)及び(3)は適用されない。同じ規定を、意匠が創作者又はその権利承継人に対する濫用の結果として公衆が利用できるようにされていた場合に適用する。

第2章 意匠権

第7条 登録意匠についての権利

- (1) 登録意匠についての権利は、創作者又はその権利承継人に帰属する。2以上の者が共同して意匠を創作した場合には、登録意匠についての権利は、それらの者全員に帰属する。
- (2) 意匠が従業者によって、その雇用中に又は使用者の指示に基づいて創作された場合には、契約による別段の合意があるときを除き、登録意匠に関する権利は、使用者に帰属する。

第8条 形式上の資格

出願人及び権利所有者が、登録意匠に関する訴訟において適格性を有し、権利を負っている者とみなす。

第9条 不適格者に対する請求

- (1) 意匠が、第7条による適格者でない者の名義で登録されている場合には、適格者は、他の請求権を損なうことなく、登録意匠の移転又は登録意匠の消滅について請求することができる。消滅についての許諾が与えられた場合には、その範囲にある登録意匠の保護効力は最初から生じていなかったものとみなす。2以上の適格者の内の何れかの者が、権利所有者として登録されていなかった場合には、その当事者は、共同所有者として容認されるよう請求することができる。
- (2) (1)による権利は、登録意匠の公告から3年の制限期間内に提起される訴えによってのみ主張することができる。この規定は、権利所有者が、登録意匠の出願のとき又はその移転のときに知っていたときは、適用しない。
- (3) (1)の第1文による所有権の完全な変更があったときは、すべてのライセンス及びそれ以外の権利は、その意匠についての適格者が登録簿に登録されたときに消滅する。従前の権利所有者又は実施権者であって、登録意匠を使用していたか、又はそれを実施するための実際の真剣な準備をしていた者は、新たな権利所有者が登録簿に登録されてから1月の期間内に、新たな権利所有者に対してライセンスを請求することを条件として、その実施を継続することができる。このライセンスは適切な期間と、適切な条件に基づいて与えられるものとする。第2文及び第3文は、権利所有者又は実施権者であって、その意匠の使用又はそのための準備を開始したときに不正があった者に適用しない。
- (4) (2)による訴訟の開始、その訴訟に関する拘束力のある判決又はそれ以外の終結及びその訴訟の結果としての所有権の変更は、登録意匠登録簿(登録簿)に登録するものとする。

第10条 創作者としての名称の揭示

創作者は、出願人又は権利所有者を相手として、ドイツ特許商標庁に対する手続及び登録簿において、創作者として揭示されることを請求する権利を有する。意匠が共同作業の成果である場合には、それに係る創作者の何れも創作者として名称が揭示されることを請求することができる。

第3章 登録手続

第11条 出願

(1) 意匠を登録簿に登録するための出願はドイツ特許商標庁に対してしなければならない。出願は特許情報センターにも提出することができるが、そのセンターを法務及び消費者保護のための連邦省が連邦法律公報における告示によって意匠出願を受領する官庁として指定していることを条件とする。

(2) 出願書類は、下記事項を含んでいなければならない。

1. 登録を求める旨の願書
2. 出願人の特定を可能にする情報
3. 意匠の表現物であって公告用として適当なもの

出願を第21条(1)第1文に従ってしたときは、その意匠の表現物は、空白によって代替することができる。

(3) 出願は、その意匠が組み込まれる、又は利用される対象である物品についての情報を含んでいなければならない。

(4) 出願は、第26条による法令によって規定されている追加の要件を満たさなければならない。

(5) 追加として、出願は下記事項を含むことができる。

1. 表現物についての説明文
2. 公告についての第21条(1)第1文による延期請求
3. 意匠の分類先となる1又は2以上の商品区分の一覧
4. 1又は2以上の意匠創作者についての情報
5. 代理人についての情報

(6) (3)及び(5)1.による情報は、登録意匠の保護範囲に影響を及ぼさない。

(7) 出願人はいつでも、その出願を取り下げることができる。

第12条 多意匠出願

(1) 複数の意匠を1の出願の形に統合することができる(多意匠出願)。多意匠出願は100を超える意匠を含むことができない。

(2) 出願人はドイツ特許商標庁に通知することによって多意匠出願を分割することができる。出願の分割は、出願日に影響を及ぼさない。個々の分割出願に対して納付すべき手数料の合計金額が既に納付されている出願手数料より大きい場合には、その差額を追加として納付しなければならない。

第13条 出願日

(1) 意匠登録出願の出願日は、第11条(2)による情報を含む書類が下記の場所において受領された日である。

1. ドイツ特許商標庁、又は
2. 特許情報センター、ただし、当該センターが、法務及び消費者保護のための連邦省による連邦法律公報における告示の形で、その目的で指定されていることを条件とする。

(2) 第14条及び第15条による優先権を主張し、それが認められた場合には、第2条から第

6条まで、第12条(2)第2文、第21条(1)第1文、第33条(2)第1文の2.及び第41条の適用においては、優先日が出願日に取って代わる。

第14条 外国優先権

(1) 国際条約に従って、同一の意匠についての先の外国出願の優先権を主張する者は、優先日後第16月の末日までに先の出願の出願日、出願国及び出願番号を通知し、先の出願の謄本を提出しなければならない。この情報は、上記期間内に修正することができる。

(2) 先の外国出願が、優先権の承認に関する条約が成立していない国において行われたときは、出願人はパリ条約に基づく優先権に対応する優先権を主張することができる。ただし、法務及び消費者保護のための連邦省による連邦法律公報における公示の後、上記他国がドイツ特許商標庁に対する最初の出願を基にして、条件及び内容がパリ条約によるものと同等のものを付与していることを条件として(1)を適用するものとする。

(3) (1)による情報が適時に提供され、謄本が適時に提出された場合には、ドイツ特許商標庁はその優先権を登録簿に登録する。出願人がその意匠の登録の公告後になって優先権を主張した場合又は出願人が情報を修正した場合には、公告はそれに従って改訂する。(1)による情報が適時に提供されなかったか、又は謄本が適時に提出されなかった場合には、優先権主張はされなかったものとみなす。ドイツ特許商標庁はこの事実を確定する。

第15条 博覧会優先権

(1) 出願人が意匠を下記の博覧会において展示した場合には、同人は、その意匠が最初に展示された日から6月以内に申請書を提出することを条件として、その日以降の優先権を主張することができる。

1. 1928年11月22日に署名された国際博覧会に関する条約の条件に該当している公の又は公的に承認された博覧会

2. ドイツ又は外国で行われたそれ以外の博覧会

(2) (1)1.に示されている博覧会は、法務及び消費者保護のための連邦省により連邦公報において公告されるものとする。

(3) (1)2.による博覧会は、法務及び消費者保護のための連邦省により個別に指定され、連邦公報において公告されるものとする。

(4) (1)に基づいて優先権を主張する者は、その意匠が最初に展示された日から16月の末日までに、その意匠が展示された証拠を添え、博覧会の名称及び開催日を届け出なければならない。第14条(3)を準用する。

(5) (1)に基づく博覧会優先権は、第14条(1)による優先期間を延長しない。

第16条 出願審査

(1) ドイツ特許商標庁は、下記条件が満たされているか否かについて審査する。

1. 特許費用法第5条(1)第1文によって規定されている手数料が納付されていること

2. 第11条(2)による、出願日を付与するための要件が満たされていること、及び

3. 出願が、出願に関する要件を満たしていること

(2) 特許費用法第6条(2)によって規定されている出願手数料が納付されなかったことを事由として、出願が取り下げられたとみなされる場合には、ドイツ特許商標はその事実を確定

する。

(3) 十分な手数料が、ドイツ特許商標庁が設定した期間内に納付されない場合において、出願人が集合出願に対する追加手数料を追納しないとき又は出願人が、同人が納付した出願手数料の対象とする意匠を指定しないときには、ドイツ特許商標庁は、検討対象とする意匠を決定する。残余の意匠に関しては、出願は取り下げられたものとみなす。ドイツ特許商標庁は、その事実を確定する。

(4) (1)2. 及び 3. による不備がある場合には、ドイツ特許商標庁は出願人に対し、その不備を指定期間内に是正するよう要求する。出願人が庁の要求に従った場合には、(1)2. による不備が是正された日を第 13 条(1)による出願日として認定する。不備が指定期間内に是正されなかったときには、ドイツ特許商標庁は出願を拒絶する。

第 17 条 出願に関するその後の手続

(1) ドイツ特許商標庁が定めた期間についての無為の経過の後で、意匠登録出願が拒絶された場合において、出願人が出願についての継続処理を申請し、かつ、遺漏した手続を追完したときには、出願を拒絶する旨の決定は、明示の破棄を要せずに、その効力を失う。

(2) 出願についての継続処理の申請は、意匠登録出願を拒絶する旨の決定の送達から 1 月以内に提出しなければならない。遺漏した手続はこの期間内に追完しなければならない。

(3) 出願の回復は、上記申請が(2)によって定められる期間内に提出されない場合又は継続手続のための手数料が特許費用法第 6 条(1)第 1 文によって定められる期間内に納付されない場合は、認められない。

(4) 追完されるべき手続に関して決定する権限を有する部門が、その申請について決定する。

第 18 条 登録に対する阻害事由

出願の対象が第 1 条 1. の意味での意匠でない場合又は意匠が第 3 条(1)3. 若しくは 4. に従って意匠保護から排除されている場合には、ドイツ特許商標庁はその出願を拒絶する。

第 19 条 登録簿の管理及び登録

(1) 登録意匠登録簿は、ドイツ特許商標庁が管理する。

(2) ドイツ特許商標庁は出願に関する所要の情報を、出願人の権原又は出願において提供される情報の正確性を点検することなく、登録簿に登録する。

第 20 条 公告

登録簿への登録事項は、ドイツ特許商標庁が登録意匠の表現物を添えて公告する。公告は、図面の完全性又は意匠の外見の特徴の認識可能性を保証しない。

第 21 条 公告の延期

(1) 出願人は出願をするときに、出願日から 30 月の期間、その表現物についての公告の延期を申請することができる。そのような申請があったときは、その意匠の登録簿への登録のみを公告するものとする。

(2) 出願人が特許費用法第 5 条(1)第 1 文による延長手数料を納付することを条件として、第 27 条(2)による保護期間に亘り公告延長を受けることができる。第 11 条(2)第 2 文を適用す

る場合には、出願人は延期期間内に、登録されるべき意匠の表現物を提出しなければならない。

(3) 延期期間が終了したとき又は請求に基づくそれより早い時期に、表現物についての第 20 条に基づく公告が(1)第 2 文による公告への言及を添えて、行われるものとする。

(4) 公告延長は、その保護が(2)に従って延長されている場合を除き、延期期間の終了時に終了する。意匠が多意匠出願に基づいて登録されている場合には、延期された公告は登録意匠の一部に限定することができる。

第 22 条 登録簿の閲覧

(1) 何人も登録簿を閲覧することができる。登録意匠の表現物及びドイツ特許商標庁が登録意匠に関して保有している書類についての閲覧権は下記の場合に存在する。

1. その表現物が公告されていること
2. 出願人又は権利所有者が閲覧に同意を与えていること、又は
3. 閲覧に関する正当な権利が疎明されていること

(2) 書類が電子的形態によって保有されている場合には、(1)第 2 文による、それらの書類の閲覧はインターネットによって行うことができる。

(3) (1)及び(2)による書類閲覧は、法律規定に違反する場合又は連邦データ保護法第 3 条(1)において言及する関係者の保護を正当化する権益が明らかに勝る場合には、却下される。

第 23 条 手続規定、上訴及び法律問題に関する上訴

(1) ドイツ特許商標庁に、意匠事件に関する手続を行うための 1 又は 2 以上の意匠部及び意匠室を設置する。意匠部は、第 34a 条による無効手続を除き、本法による手続に関する決定を管轄するものとし、また、特許法第 26 条(2)第 2 文の意味における法律職構成員 1 名を含むものとする。特許法第 47 条を準用する。

(2) 第 34a 条による無効手続に関する決定は、ドイツ特許商標庁の意匠室の 1 によって行われるものとし、意匠室はその都度、特許法第 26 条(2)第 2 文の意味における法律職構成員 3 名を含むものとする。事件が特別な技術問題を含んでいる場合には、特許法第 26 条(2)第 2 文の意味における技術職構成員と協議がされるものとする。技術職構成員と協議をするか否かの決定は、管轄する意匠室の統括構成員が行い、これは独立して上訴することができない。

(3) 裁判官の除斥及び忌避に関する民事訴訟法第 41 条から第 44 条まで、第 45 条(2)第 2 文及び第 47 条から第 49 条までは、意匠部及び意匠室の構成員に関する除斥及び忌避に準用する。忌避の申請についての決定は、ドイツ特許商標庁長官が指定する特許商標庁の他の構成員が行う。特許法第 123 条(1)から(5)まで及び(7)、第 124 条、第 126 条から第 128a 条までを準用する。

(4) 本法による手続に関するドイツ特許商標庁の決定については、連邦特許裁判所に審判を請求することができる。当該審判は、法律職構成員 3 名によって構成される特許裁判所審判部によって審理される。(2)の第 2 文及び第 3 文を準用する。特許法の第 69 条、第 73 条(2)から(4)まで、第 74 条(1)、第 75 条(1)、第 76 条から第 80 条まで、第 86 条から第 99 条まで、第 123 条(1)から(5)まで及び(7)、第 124 条及び第 126 条から第 128b 条までを準用する。特許法第 84 条(2)の第 2 文及び第 3 文は、第 34a 条による無効手続において出された決定に対する審判手続に準用する。

(5) (2)に基づく審判に関する審判部の決定から生じる法律問題についての上訴は、審判部がその法律問題について上訴する許可を与えている場合には、連邦司法裁判所に対してすることができる。特許法第100条(2)及び(3)、第101条から第109条まで、第123条(1)から(5)及び(7)まで、並びに第124条及び第128b条を準用する。

第24条 手続経費扶助

第23条(1)による手続に関しては、出願人は、準用される民事訴訟法第114条から第116条までによる申請により、手続経費扶助を受けるが、その意匠の登録簿への登録に関して十分な見通しがあることを条件とする。第34a条による手続における適格者は、準用される特許法第132条(2)による申請によって、手続経費扶助を受けることができる。権利所有者からの申請があったときは、第21条(2)第1文による期間延長のための手数料及び第28条(1)の第1文に基づく維持手数料に関しても手続経費扶助を与えることができる。特許法第130条(2)及び(3)、第133条から第135条まで、第136条第1文、第137条及び第138条を準用する。

第25条 手続の電子的遂行及び行政命令発行に関する授権

(1) 出願、申請その他の行為に関する特許庁に対する手続において書面が要求される場合には、民事訴訟法第130a条(1)第1文及び第3文並びに(3)の規定を準用する。(*1)

(2) 特許裁判所及び連邦司法裁判所の事件記録は、電子的形態で運用することができる。さらに、本法が別段の規定をしている場合を除き、電子文書、電子ファイル及び手続の電子的遂行に関する民事訴訟法の規定を準用する。

(3) 法務及び消費者保護のための連邦省は、下記事項を連邦議会の承認を必要とせずに規定する。

1. 特許庁及び裁判所に対して電子文書の提出が可能となる日、その文書を処理するための適切な方式、電子署名を必要とするか否かということ及び使用すべき電子署名の形態、及び
2. (2)による事件記録を電子的に記録することが可能になる日並びに電子事件記録を作成、処理及び保存するために適用される一般的な組織的及び技術的条件

(*1)2013年10月10日の法律(BGB1 IS. 3786)第26条(1)と併用される第11条の規定に従い、2018年1月1日から第25条(1)の下記の条文を適用する。

「出願、申請その他の行為に関する特許庁に対する手続において書面が要求される場合には、民事訴訟法第130a条(1)、(2)第1文、(5)及び(6)を準用する。」

第26条 通達に関する授権

(1) 法務及び消費者保護のための連邦省は、連邦議会の承認を必要とせずに下記事項の規則を定める。

1. ドイツ特許商標庁の設立及び運営形態並びに意匠事件に関する手続の形式。ただし、法律によって定められているものを除く。
2. 出願及び意匠の表現物についての形式その他の要件
3. 第11条(2)の規定に従って願書に添付する物の許容される寸法
4. 表現物に付属する説明文の内容及び範囲
5. 商品の分類の区分

6. 登録簿に登録される事実並びに公告の明細を含め、登録簿の運用及び構成
7. 意匠の表現物として意匠登録出願に添付されていた物品の、登録の消滅後における処理
8. ハーグ協定による、工業意匠の保護のための、ドイツ特許商標庁における手続
 - (2) 司法及び消費者保護のための連邦省は議会の承認を要せずに、高等及び中等の公務員並びにそれと同等の職員に対し、特別な法律的困難のない事項についての登録簿に関する手続についての責務を委嘱することができる。ただし、下記事項はその対象から除外する。
 1. 第 18 条による出願の拒絶及び第 69 条による国際登録についての保護の拒絶
 2. 第 34a 条による無効手続における決定、及び
 3. 本法による手続において出された決定に対する審判(第 23 条(4)第 3 文)の解決又は提出
 - (3) 第 23 条(3)の第 1 文及び第 2 文は、(2)の第 1 文に従って委嘱された者についての除斥及び忌避に準用する。
 - (4) 法務及び消費者保護のための連邦省は議会の承認を要せずに、(1)及び(2)に基づく授権の全部又は一部をドイツ特許商標庁に委譲することができる。

第4章 保護の成立及びその期間

第27条 保護の成立及びその期間

- (1) 保護は、登録簿への登録によって成立する。
- (2) 登録意匠の保護期間は、出願日から起算して25年である。

第28条 維持

- (1) 保護の維持は、維持手数料を保護期間の第6年度から第10年度まで、第11年度から第15年度まで、第16年度から第20年度まで、第21年度から第25年度までの各々について納付することによって生じる。保護の維持は登録簿に登録し、公告するものとする。
- (2) 多意匠出願に基づく複数の登録意匠の場合において、維持手数料が詳細な説明なしに、その一部のみについて納付されているときは、その意匠を登録出願の順序に従って考慮する。
- (3) 保護が維持されなかったときは、保護期間は消滅する。

第5章 財産の対象としての登録意匠

第29条 権利移転

- (1) 登録意匠に関する権利は他人に譲渡すること又は承継させることができる。
- (2) 登録意匠が企業又は企業の一部に属している場合には，登録意匠の譲渡又は承継は，疑義があるときは，登録意匠の属する企業又はその企業の一部の譲渡又は承継と共に行われるものとする。
- (3) 権利所有者又はその権利承継人からの請求があったときは，登録意匠に関する権利の移転は，移転の証拠がドイツ特許商標庁に提供されることを条件として，登録簿に登録されるものとする。

第30条 物権，強制執行，倒産手続

- (1) 登録意匠に関する権利については，次のことを行うことができる。
 1. 物権，特に担保設定権の対象とすること，又は
 2. 強制執行措置の対象とすること
- (2) (1)1. にいう権利又は(1)2. にいう措置は，債権者又はそれ以外の有資格者からの請求があったときは登録簿に登録するものとする。ただし，それらの権利又は措置に関する証拠がドイツ特許商標庁に提出されることを条件とする。
- (3) 登録意匠についての権利が破産手続の範囲内にある場合には，管財人又は破産裁判所からの請求に基づいて，その旨を登録簿に登録するものとする。登録意匠が複数の者によって共有されている場合には，第1文は個々の共同所有者の持ち分に対して準用する。自己管理(破産法第270条)の場合には，管財人が破産管理人に取って代わる。

第31条 ライセンスの付与

- (1) 権利所有者はドイツ連邦の全部又は一部を対象としてライセンスを付与することができる。ライセンスは非排他的なもの又は排他的なものとするすることができる。
- (2) 権利所有者は，ライセンス契約の中の下記事項に違反する実施権者に対し，登録意匠によって与えられている権利を行使することができる。
 1. ライセンス期間
 2. 登録意匠の使用形態
 3. ライセンス付与の対象とされている物品の範囲
 4. ライセンス付与の対象とされている地域，又は
 5. 実施権者が製造する物品の品質
- (3) ライセンス契約の規定に拘わらず，実施権者は，権利所有者が同意する場合に限り，登録意匠の侵害に対する訴訟を提起することができる。この規定は，訴訟を提起するよう要求されたが，適切な期間内に侵害訴訟を提起しない排他的ライセンスの所有者には適用しない。
- (4) 実施権者は同人が被った損害に対する補償を得るために，意匠権所有者が提起した侵害訴訟に共同訴訟当事者として参加することができる。
- (5) 第29条による権利移転又は(1)にいうライセンスの付与は，それ以前に第三者に付与されたライセンスには影響を及ぼさない。

第 32 条 出願されている意匠

この章の規定は，意匠出願をその基礎とする権利に準用する。

第6章 無効及び消滅

第33条 無効

(1) 登録意匠は、下記条件に該当している場合には、無効である。

1. その物品の外見が第1条1.の意味における意匠でないこと
2. その意匠が新規でないこと又は独自性を有していないこと、又は
3. その意匠が第3条により、意匠保護から除外されていること

(2) 登録意匠は、下記条件に該当している場合には、無効が宣言される。

1. それが、著作権によって保護されている著作物についての不許可使用を構成していること
2. それが、先の日付を有する登録意匠の保護範囲に含まれていること。この規定は、当該登録意匠が、無効を宣言されるべき意匠についての登録出願の出願日後になって開示された場合にも適用する。
3. それが、先の日付を有する識別力のある標識を使用しており、かつ、その標識の所有者はその使用を禁止する権利を有していること

登録意匠の所有者は、無効を事由とする、その意匠の消滅に同意することができる。

(3) 無効は、ドイツ特許商標庁による決定又は侵害訴訟における反訴に関する判決によって確認又は宣言することができる。

(4) 無効を確認又は宣言する、ドイツ特許商標庁による上訴不能な決定又は判決の拘束力によって、意匠登録は初めから保護効力を有していなかったものとする。

(5) 無効は、登録意匠に係る保護期間の終了後又は登録意匠が放棄された後においても確認又は宣言を受けることができる。

第34条 請求権限

何人も、第33条(1)による無効確認を請求することができる。関連する権利の所有者のみが、第33条(2)による無効宣言を請求することができる。第3条(1)と併用される第33条(1)3.に規定されている無効事由は、その意匠の使用によって影響を受ける者のみが主張することができる。ただし、この規定は、権限を有する当局による職権による無効の主張を妨げない。

第34a条 ドイツ特許商標庁における無効手続

(1) 請求は、ドイツ特許商標庁に書面で提出しなければならない。請求を裏付ける事実及び証拠が提出されなければならない。特許法第81条(6)及び第125条を準用する。請求は、当事者間での同一の係争対象に関し、上訴不能の決定又は確定力のある判決によって決定されている場合には、容認されない。

(2) ドイツ特許商標庁は上記請求書を登録意匠の所有者に送達し、請求に対して1月以内に釈明することを求める。所有者が請求に対して1月以内に反論しない場合には、無効が確認又は宣言されるものとする。

(3) 請求に対する反論が適時に提出された場合には、ドイツ特許商標庁は請求人にその反論について通知し、決定のために必要な準備を指示する。当事者が請求をした時又はドイツ特許商標庁が事件の解明に役立つと考えるときは、聴聞を行う。証人及び鑑定人の尋問を命じることができる。民事訴訟法第373条から第401条まで及び第402条から第414条までを準用する。聴聞及び尋問に関しては議事録を作成するものとするが、議事録は手続の要部を再

生し、当事者の法律的に関連のある申立を含むものとする。民事訴訟法第 160a 条、第 162 条及び第 163 条を準用する。

(4) 決定は命令により、書面によって行う。主文は、聴聞の後で言い渡すことができる。決定は、その理由を述べ、かつ、当事者に送達されるものとする。特許法第 47 条(2)を準用する。

(5) 決定は、手続費用についての決定を含むものとする。特許法第 62 条(2)及び第 84 条(2)第 2 文を準用する。費用の確定のためには、弁護士報酬法第 23 条(3)第 2 文及び第 33 条(1)を準用する。費用についての決定は、第 1 文による決定と共に行うことができる。

第 34b 条 停止

訴訟が無効手続の間、係属しているか、又は係属することになる場合において、その訴訟の判決が登録意匠の法的地位に依存しているときは、裁判所はその訴訟を停止するよう命じることができる。停止は、裁判所がその意匠は無効であると考えるときに、命じる。無効を求める請求が、上訴の可能性を残さずに拒絶された場合には、裁判所は、決定が同一当事者に関して出された場合に限り、その決定に拘束されるものとする。第 52b 条(3)第 3 文を準用する。

第 34c 条 無効手続への参加

(1) 第三者は無効手続に参加することができる。ただし、無効の確認又は宣言を求める請求に対して上訴不能の決定が出されておらず、かつ、同人が下記事項を疎明できることを条件とする。

1. 同人に対し、同一の登録意匠に対する侵害行為を事由とする手続が係属していること、又は
2. 同人は、同一の登録意匠に関して主張されている侵害行為を停止するよう請求されていること

手続への参加は、(1)1. による手続の開始又は(1)2. にいう停止請求の受領から 3 月以内に宣言されるものとする。

(2) 参加は、請求書の提出によって生じる。第 34 条及び第 34a 条を準用する。第三者が連邦特許裁判所における上訴手続に参加する場合には、当該人は上訴人の地位を与えられるものとする。

第 35 条 部分的維持

(1) 登録意匠は、下記の方法で修正された形態で維持することができる。

1. 一部無効の確認又は新規性若しくは独自性の欠如(第 2 条(2)若しくは(3))を事由として又は意匠保護からの排除(第 3 条)を事由として、第 33 条(1)規定による無効の確認が行われる場合における、権利所有者による一部放棄の宣言という方法、。又は
2. 一部無効の宣言並びに第 33 条(2)第 1 文の 1. 又は 3. に基づいて無効宣言を請求することができる場合における、一部消滅への同意若しくは一部放棄の宣言という方法。

ただし、修正された形態において、登録意匠が保護の要件を満たしており、意匠の同一性が保持されていることを条件とする。

(2) 修正された形態での、第 11 条(2)第 1 文の 3. にいう、意匠の表現物がドイツ特許商標庁

に提出されなければならない。

第 36 条 消滅

(1) 登録意匠は、下記事由により消滅する。

1. 保護期間が終了したとき
 2. 権利所有者の請求によってその意匠が放棄されたとき。ただし、登録意匠に関して登録されている他の権利所有者の同意書又は第 9 条による手続の場合には、原告の同意書が提出されることを条件とする。
 3. 2. にいう宣言を含む、公の又は公的に証明された証明書類を添付して、第三者が請求したとき
 4. 第 9 条又は第 33 条(2)の第 2 文による消滅についての同意があったとき
 5. 無効の確認又は宣言に関する上訴不能の決定又は確定力のある判決があったとき
- 消滅の拒絶に関しては、ドイツ特許商標庁が決定する。

(2) 権利所有者が(1)1. 及び 2. に基づき意匠の一部を放棄した、又は(1)4. に基づき登録意匠の一部消滅についての同意を宣言した、又は(1)5. に基づき一部無効の確認がされた場合には、登録簿に、登録意匠の消滅の代わりにそれに応じた登録をする。

第7章 保護の効力及び制限

第37条 保護の対象

(1) 保護は、登録意匠の外見の特徴であって、登録出願において目に見えるように表現されているものに基づくものとする。

(2) 公告の延期に関連して、出願が、第11条(2)において言及した空白を含んでおり、かつ、第21条(2)に基づいて保護が正規に延長された場合は、延期期間の終了時に、保護の対象は、登録意匠に関して提出されている表現物を使用して決定する。

第38条 登録意匠によって与えられる権利及び保護の範囲

(1) 登録意匠はその権利所有者に対し、それを使用する排他権を与え、また、他人が当該権利所有者の承諾を得ないで、それを使用することを禁止する権利を与える。この場合における使用とは特に、登録意匠が組み込まれているか、又は利用されている物品を生産、提供、市場投入、輸入、輸出又は利用すること又は上記目的で当該物品を所持することを含む。

(2) 登録意匠によって与えられる保護は、それに関する知識を有する使用者に全体的に異なる印象を与えないすべての意匠に及ぶ。保護の範囲を定めるときには、その意匠を開発するに際して創作者が有していた造形の自由度を考慮するものとする。

(3) 公告延期(第21条(1)第1文)の期間中は、(1)及び(2)の規定による保護は、登録意匠の模倣による物品に及ぶ。

第39条 法的有効性の推定

権利所有者の登録意匠の法的要件は満たされているものと推定する。

第40条 登録意匠によって与えられる権利についての制限

登録意匠によって与えられる権利は、下記事項には及ばない。

1. 私的、かつ、非営業目的でされる行為
2. 実験のためにされる行為
3. 引用をするため、又は授業をするために表現する行為。ただし、当該行為が公正な取引慣行に違反していないこと、その意匠の正規な利用を不当に損なわないこと及びその出所についての言及がされることを条件とする。
4. 外国に登録されており、一時的にドイツ領内に入る船舶及び航空機にある器具
5. 4.にいう航空機及び船舶を修理する目的での予備部品及び付属部品の輸入

第41条 先使用权

(1) 第38条による権利は、第三者であって、登録意匠から独立して開発された同一の意匠について、出願日前にドイツにおいて善意で使用を開始していた者及びその目的で、真剣かつ有効な準備をしていた者には主張することができない。当該第三者は、その意匠を利用する権利を有するものとする。しかしながら、当該人はその意匠に関してライセンス(第31条)を付与する権利は有さないものとする。

(2) 当該第三者の権利は移転することができない。ただし、当該第三者が事業をしており、意匠が使用されていたか、又はその意匠を使用するための準備がされていた事業の一部と共

にその権利が移転されるときは、この限りでない。

第8章 侵害行為

第42条 除去、差止め及び損害賠償

(1) 第38条(1)第1文に違反して登録意匠を使用する者(侵害者)に対して、侵害の反復の虞がある場合には、権利所有者又はそれ以外の権利の所有者(被害者)は、差止による救済を請求することができる。この請求は、侵害行為が初めて行われる虞があるときにも、することができる。

(2) 侵害者の行為が故意又は過失によるものであった場合には、侵害者はそれによって生じた損害に対して賠償する責任を負う。損害賠償額の査定においては、侵害者が権利の侵害によって得た利益も考慮することができる。損害賠償の請求は、侵害者が登録意匠を使用するための許可を得た場合に支払うべきであった金額を基にして計算することもできる。

第43条 廃棄、回収及び引き渡し

(1) 被害者は侵害者に対し、侵害者が所有又は占有している、違法に製造した、又は流通させた物品又は違法な流通を予定している物品を廃棄するように請求することができる。第1文は、主としてそれらの物品を製造するために使用された、侵害者所有の装置に準用する。

(2) 被害者は侵害者に対し、違法に製造した、若しくは流通させた、又は違法な流通を予定している物品を回収するよう請求すること、又は恒久的に流通経路から排除するよう請求することができる。

(3) 被害者は(1)に定めた措置の代わりに、侵害者が所有している物品をそれらの物品の製造費用を超えない公正な対価を支払うことを条件として、被害者に引き渡すよう請求することができる。

(4) (1)から(3)までによる請求は、個別事件における措置が過度であるある場合には、除外されるものとする。過度であるか否かの評価に際しては、第三者の正当な権利も考慮されるものとする。

(5) 民法第93条における建築物の要部及び生産物に係る取り外し可能な部分であって合法的に製造し、販売された装置は、(1)から(3)までに定めた措置の対象とはならない。

第44条 企業所有者の責任

企業内において、その従業者又は代理人により登録意匠に対する違法な侵害が行われた場合には、被害者は、損害賠償の請求を除き、企業所有者に対しても、第42条及び第43条による請求をすることができる。

第45条 補償

侵害者の行為が故意又は過失によるものでない場合には、侵害者は、第42条及び第43条による請求を回避するために、被害者に対して金銭による補償を行うことができる。ただし、請求の充足が不均衡な害を生じさせること及び被害者が金銭による補償を受諾するのを期待できることを条件とする。支払われるべき補償金の額は、その権利が契約によって与えられた場合に公正な対価となる金額とする。侵害者による当該補償金の支払があったときは、被害者は侵害者に対し、慣習的範囲においてその権利の利用を認めたものとみなす。

第 46 条 情報

(1) 被害者は侵害者に対し、違法物品の出所及び流通経路に関する情報を遅滞なく提供するように請求することができる。

(2) 明白な侵害行為の場合又は被害者が侵害者に対して訴訟を提起している場合には、その請求は(1)の規定に拘わらず、業として下記の行為をした者にも適用する。

1. 違法物品を所持すること
2. 違法生産物を使用すること
3. 侵害行為のための業務を提供すること
4. 1., 2. 又は 3. において言及した者の陳述によれば、当該物品の製造、生産又は販売に関与していること

ただし、当該の者が民事訴訟法第 383 条から第 385 条により、訴訟において侵害者に対し証拠を提供することを拒絶する権利を有するときは、この限りでない。裁判所において第 1 文による請求の主張がされた場合においては、請求があったときは、裁判所は、情報提供に関する法的手続についての処分が行われるまで、侵害者に係る訴訟を停止することができる。情報提供の義務を負う者(以下「情報提供義務者」)は被害者に対し、情報提供のために必然的に生じる費用の弁済を請求することができる。

(3) 情報提供義務者は、下記事項を明らかにしなければならない。

1. 物品又は関連業務に係る製造者、供給者及びそれ以外の前所有者並びに当該物品が予定されていた営業上の消費者、販売場所の名称及び宛先、及び
2. 製造、納入、受領又は発注された物品の数量及び当該物品又は業務に対して支払われた金額

(4) (1) 及び(2)による請求は、個別事件における主張が過度である場合には、却下されるものとする。

(5) 情報提供義務者が故意又は重過失によって不正確又は不完全な情報を提供した場合には、当該人は被害者に対し、それによって生じた損害を補償する義務を負う。

(6) (1) 又は(2)による義務がなく、正確な情報を提供した者は、同人は情報提供義務を負っていないことを同人が知っていた場合に限り、第三者に対して責任を負うものとする。

(7) 明白な侵害行為が存在するときは、情報提供義務は、民事訴訟法第 935 条から第 945 条までによる仮処分によって課すことができる。

(8) 情報が提供される前に行われた行為に関する刑事訴訟手続又は情報提供義務者若しくは刑事訴訟法第 52 条(1)に規定するその親族についての秩序違反行為に対する手続においては、その知識は、情報提供義務者の同意があったときに限り、使用することができる。

(9) 情報が、通信データ(電信法第 3 条第 30 項)を使用することによってのみ授与を受けることができる場合には、その授与を受けるためには、通信データの使用を許可する事前の裁判所命令が必要であり、これは、被害者が申請しなければならない。情報提供義務者が住所、居所又は営業所を有している地区の地方裁判所が、係争金額に拘わりなく、この命令の発行についての専属管轄権を有する。決定は、その民事部門が行う。家族事件及び非訟事件についての手続法の規定をその手続に準用する。裁判所命令の費用は、被害者が負担する。地方裁判所の決定に対しては、上訴することができる。上訴は 2 週間以内にしなければならない。また、個人情報の保護に関する規定は、これによって影響を受けないものとする。

(10) 電信の秘密に関する基本権(基本法第 10 条)は、(9)と併用する(2)によって制限される

ものとする。

第 46a 条 提示及び検査

(1) 侵害行為の可能性が十分にある場合には、権利所有者又は権利を有するそれ以外の者は侵害者と思われる者に対し、侵害者が所持している書類を提示すること又は物品の検査を許可するよう請求することができるが、それが権利所有者又は権利を有するそれ以外の者がその主張を実証するために必要であることを条件とする。侵害行為が業として行われている可能性が十分にある場合には、銀行、財務又は取引に関連する文書も請求することができる。侵害者と思われる者が、それらの書類にある情報は守秘を必要すると主張するときには、裁判所は個々の事件において、適切な保護を確保するために必要な措置をとらなければならない。

(2) (1)による請求は、個々の具体的事件における主張が過度である場合には却下する。

(3) 書類を提示すること又は物品の検査を許可することの義務は、民事訴訟法第 935 条から第 945 条までによる仮処分として命じることができる。裁判所は、情報の機密性を確保するために必要な措置をとらなければならない。この規定は特に、相手方を事前に聴聞することなく出す仮処分に適用する。

(4) 民法第 811 条及び第 46 条(8)を準用する。

(5) 侵害行為又は侵害行為の虞がなかった場合には、侵害者とされた者は、(1)による提示又は検査の請求から生じた損害に対して、その請求人に賠償を請求することができる。

第 46b 条 損害賠償請求権の保全

(1) 第 42 条(2)において言及した事情において、侵害行為が業として行われている場合には、被害者は侵害者に対し、侵害者が所持しており、損害賠償の請求をするために必要な銀行、財務又は取引に関連する書類を提示すること又はそれらに係る書類を適切に利用できるようにするよう請求することができる。ただし、当該提供がなければ、損害賠償請求権の要件充足に疑義が生じることを条件とする。侵害者が、これらの書類にある情報は守秘を必要とすると主張した場合には、裁判所は個々の事例において適切な保護を保全するために必要な措置をとらなければならない。

(2) (1)による請求は、個々の事件における主張が過度である場合には却下する。

(3) (1)にいう書類を提示する義務は、損害賠償請求が明らかに成立するときは、民事訴訟法第 935 条から第 945 条までによる仮処分によって命じることができる。裁判所は、秘密情報を保護するために必要な措置をとらなければならない。この規定は特に、相手方についての事前の聴聞なしに仮処分が出される場合に適用する。

(4) 民法第 811 条及び第 46 条(8)を準用する。

第 47 条 判決の公告

本法に基づいて訴訟が行われた場合には、その判決は勝訴者に対し、敗訴者の費用負担においてその判決を公表する権利を与えることができるが、勝訴者が公表に関する正当な権益を証明することを条件とする。公表の内容及び範囲は、判決において定めるものとする。その権利は、判決が法的効力を取得してから 3 月以内に使用されないときは消滅する。第 1 文による言い渡しは、仮執行することができない。

第 48 条 消尽

登録意匠によって与えられる権利は、意匠保護の範囲に含まれている意匠が組み込まれている、又は利用されている物品が権利所有者によって又は権利所有者の同意を得て、共同体市場に出されている場合には、その物品に関する行為には及ばない。

第 49 条 消滅時効

第 42 条から第 47 条までにいう請求についての消滅時効に関しては、民法第 1 巻第 5 章の規定を準用する。当事者が侵害行為により、権利者の犠牲において利益を得ている場合には、民法第 852 条を準用する。

第 50 条 他の法的規定による請求

他の法的規定による請求は、本法によって影響を受けることがない。

第 51 条 処罰規定

(1) 権利所有者の承諾を得ないで、第 38 条(1)第 1 文に違反して登録意匠を使用した者は、3 年以下の懲役刑又は罰金刑に処する。

(2) 侵害者が業として行った場合には、同人は 5 年以下の懲役刑又は罰金刑に処する。

(3) 未遂は処罰することができる。

(4) (1) の場合においては、侵害行為は、訴えがあった場合に限り訴追されるものとするが、公訴当局が職権による訴追を正当化する特別な公益があると考えるときは、この限りでない。

(5) 犯罪行為に係る物品は没収することができる。刑法第 74a 条を準用する。第 43 条にいう請求が、被害者の補償に関する刑事訴訟法による手続(第 403 条から第 406c 条まで)において認められた場合には、没収に関する規定は適用しない。

(6) 刑罰が科せられた場合において、権利所有者が申入れをし、かつ、公表することについての正当な権益を説明したときは、その請求のあった判決を公表するよう命ずることができる。

公表の形態は、判決において定めるものとする。

第9章 意匠訴訟事件の手続

第52条 意匠訴訟事件

(1) 本法に定められている法律関係の1から生じる請求がなされるすべての訴え(意匠訴訟事件)については、第33条による無効の確認又は宣言を除き、係争金額に拘わりなく、地方裁判所が専属管轄権を有する。

(2) 州政府は、訴訟手続を容易にするか、又は促進するのに役立つときには、複数の地方裁判所の領域にある意匠訴訟事件を法令によってその1に割り当てることができる。州政府はこの権限を州の司法当局に委任することができる。

(3) 州政府(複数)は協定により、1の州の意匠裁判所(複数)の機能をその全体又は一部について他の州の権限を有する意匠裁判所に委任することができる。

(4) 意匠訴訟事件への弁護士に参加から生じる費用の内、弁護士報酬法第13条に規定されている手数料及び弁護士に係る必要経費は返済されるものとする。

第52a条 無効の主張

当事者は、登録意匠の法的有効性の不備を、無効の確認又は宣言を求める反訴を提起すること又は第34条による請求をすることによってのみ、主張することができる。

第52b条 無効の確認又は宣言を求める反訴

(1) 意匠裁判所は、無効の確認又は宣言を求める反訴が、同一意匠に対する侵害行為についての訴えと共に提起された場合には、その反訴を処理する権限を有する。第34条を準用する。

(2) 同一当事者間の同一の係争問題に関する無効手続(第34a条)において、上訴不能の決定が行われている場合には、反訴は容認されない。

(3) 登録意匠の所有者からの請求があったときは、裁判所は、更なる関係者を聴聞した後、その手続を停止し、反訴提起者に対し、指定された期間内にドイツ特許商標庁に対してその登録意匠の無効についての確認又は宣言を求める請求を提出するよう求めることができる。当該請求が前記期間内に行われなかった場合には、手続は再開するものとし、反訴は取り下げられたとみなす。裁判所は停止期間に関し、仮処分命令を発令し、保全措置をとることができる。

(4) 裁判所はドイツ特許商標庁に対し、反訴が提起された日を通知する。庁は当該の日を登録簿に記録する。裁判所は拘束力のある判決の謄本をドイツ特許商標庁に送付する。ドイツ特許商標庁は、その日付を付して、訴訟の結果を登録簿に記録する。

第53条 本法及び不正競争防止法による主張についての裁判籍

本法に定められている法律関係に該当し、かつ、不正競争防止法の規定に関連する請求は、不正競争防止法第14条の規定に拘わらず、意匠訴訟事件を管轄する裁判所に対して主張することができる。

第54条 係争金額についての恩恵措置

(1) 本法に定められている法律関係の1から生じる請求権を主張する訴えによる民事訴訟事件における当事者が、係争金額の全額に基づく訴訟費用を同人に賦課した場合に、同人の経

済状態が危険にさらされることを疎明したときは、裁判所は同人からの請求に基づき、同人の裁判費用納付義務額を同人の経済状態に見合う比率による係争金額に従って定めるよう命ずることができる。

(2) (1)による命令が出されたときは、請求を認められた当事者は、同様に、その弁護士手数料を係争金額に関する該比率に応じて支払うよう要求される。その訴訟費用が同人に課せられる場合又は同人が当該費用を受け入れる場合は、同人は、相手方が納付した裁判所手数料及びその弁護士の手数を、訴訟対象の価値の前記部分に即した範囲に限り、弁済するよう要求される。裁判外費用が、相手方が支払うように命じられるか又はその当事者によって負担される場合は、請求の承認を受けた当事者の弁護士は、その手数料を相手方から、当該相手方に適用される係争金額に関する該比率に即して回収することができる。

(3) (1)による請求は、裁判所書記課に対し申入れをし、記録させることができる。請求は、事件の本題に関する審理が始まる前に提出しなければならない。その後においては、請求は、裁判所がその後に予定又は確定の係争金額を増額した場合に限り容認される。相手方当事者は、請求についての決定が行われる前に、聴聞を受けるものとする。

第 10 章 税関による措置についての規定

第 55 条 輸入又は輸出の際の差押

(1) 第 38 条(1)第 1 文による法律違反が明白に存在している場合には、それに係る物品は、権利所有者からの請求があり、かつ、権利所有者による担保金の納付があったときは、輸入又は輸出の際に、税関によって差し押さえられる。ただし、「一定の工業所有権を侵害している疑いのある物品に対する税関の処置及び当該権利を侵害していると認定される物品に対して取られる措置」に関する 2003 年 7 月 22 日の評議会規則(EG)No. 1383/2003 (ABl. EU No. L 196 S. 7) がその時に有効な条文によって適用されるときは、この限りでない。この規定は、規制が税関によって行われることを条件として、欧州連合の他の加盟国及び欧州経済地域に関する他の当事国との間での取引に適用する。

(2) 税関が差押を命ずる場合には、税関は遅滞なく、その物品についての処分権者及び権利所有者に通知する。権利所有者には、物品の出所、数量及び保管場所を、処分権者の名称及び宛先を添えて通知する。その場合には、通信及び郵便の秘密(基本法第 10 条)は制限される。権利所有者には、その物品を検査する機会が与えられものとするが、その検査が営業又は取引の秘密に影響しないことを条件とする。

第 56 条 没収及び異議申立

(1) 第 55 条(2)第 1 文による通告の送達から 2 週間が経過するときまでに、異議申立がされない場合には、税関は差し押さえた物品の没収を命ずる。

(2) 物品についての処分権者が差押に対して異議申立をした場合には、税関は遅滞なく権利所有者に通知する。権利所有者は税関に対して遅滞なく、差し押さえられた物品に関して、第 55 条(1)による請求を維持する意思を有するか否かを宣言しなければならない。

(3) 権利所有者が請求を取り下げた場合には、税関は遅滞なく差押を解除する。権利所有者がその請求を維持し、かつ、執行可能な裁判所命令であって、差し押さえられた物品を保護管理すること又は処分権者の権利を制限することを命ずるものを提出した場合には、税関は必要な措置をとる。

(4) (3)において言及した状況の何れも生じなかった場合には、税関は、(2)の第 1 文による、権利所有者に対する通告の送達から 2 週間が経過したときに、差押を解除する。申請人が(3)の第 2 文による裁判所決定を申請したが、未だそれを受領していない旨を証明した場合には、差押は追加 2 週間を限度として、維持する。

(5) 差押物品に関して、その差押が最初から不当であったことが証明され、かつ、権利所有者が第 55 条(1)による申請を維持するか、又は(2)の第 2 文において言及した宣言書を提出しなかった場合には、権利所有者は差押を事由として生じた損害について、その物品の処分権者に対して補償する義務を負う。

第 57 条 管轄, 上訴

(1) 第 55 条(1)による申請は、連邦大蔵省の管轄事務所に提出しなければならないが、また、より短期の有効期間が請求される場合を除き、その有効期間は 1 年である。この申請は反復することができる。申請に係る税関手続については、関税法第 178 条の規定による費用が権利所有者から徴収される。

(2) 差押及び没収に関しては、秩序違反法による過料手続において使用することができる、差押及び没収に関する上訴によって異議申立をすることができる。上訴手続においては、権利所有者は聴聞を受けるものとする。区裁判所の決定に関しては、即時抗告することができる。それについては、上級地方裁判所が決定する。

第 57a 条 規則(EG)No 1383/2003 による手続

(1) 権限を有する税関が規則(EG) No 1383/2003 の第 9 条に従って、商品の引き渡しを延期又は停止した場合には、税関は直ちにその行為について、権利所有者及びその商品に係る申告者、占有者又は所有者に通知する。

(2) (1)に述べた事情においては、権利所有者は規則(EG)No 1383/2003 の第 11 条によって定められており、かつ、下に記す単純化された手続を使用してその商品を廃棄するよう請求することができる。

(3) 請求は、(1)による通知の受領後、10 就業日以内に、又は生鮮商品の場合には 3 就業日以内に、税関に書面で提出しなければならない。請求書は、手続の対象である商品は本法によって保護されている権利を侵害している旨の情報を含んでいなければならない。廃棄に係る商品についての申告者、占有者又は所有者の同意書が添付されなければならない。第 3 文の規定に拘わらず、申告者、占有者又は所有者は、その商品の廃棄について同意するか否かを書面によって税関に直接に提出することができる。第 1 文にいう期間は、意匠権所有者からの請求があったときは、その終了前に、10 就業日に限り延長することができる。

(4) 商品についての申告者、占有者又は所有者が(1)による通告の受領後 10 就業日以内に、又は生鮮商品の場合には、3 就業日以内に、廃棄に対して異議申立をしなかった場合には、廃棄についての同意が与えられたものとみなす。この事情は、(1)による通知において指摘されなければならない。

(5) 商品の廃棄は、権利所有者の費用負担と責任に基づいて行われる。

(6) 税関は廃棄について、その組織による処理をすることができる。(5)は、それによって影響を受けることがない。

(7) 規則(EG) No 1383/2003 の第 11 条(1)第 2 文による保存期間は 1 年である。

(8) 第 55 条から第 57 条までを、規則 (EG)No 1383/2003 が異なる趣旨の規定を含んでいるときを除き、準用する。

第 11 章 特別規定

第 58 条 国内代理人

(1) ドイツ連邦共和国に住所、居所又は営業所の何れも有さない者は、ドイツ特許商標庁又は連邦特許裁判所に対する、本法によって定められている手続に参加すること及び登録意匠によって与えられる権利を主張することができるが、同人が、ドイツ特許商標庁及び特許裁判所に対する手続及び登録意匠に関する民事訴訟事件において当事者を代表する権限及び刑事訴訟の提起を請求する権限を委任されている弁護士又は弁理士をドイツ連邦における代理人として指名している場合に限る。

(2) 欧州連合の加盟国又は欧州経済地域に関する協定についての他の締約国に属する国民は、欧州共同体設立条約の意味における業務を提供するために、(1)の意味での代理人として指名を受けることができるが、ただし、当該の者が適用時に有効な、2000年3月9日のドイツにおける欧州弁護士の業務に関する法律第1条の付属書(BGBI. 1 S. 182)又は1990年7月6日の弁理士として認可を受けるための適性検査に関する法律第1条(BGBI. 1 S. 1349, 1351)に記載されている職業の1に基づいて、その職業行為をする権利を有することを条件とする。

(3) (1)に基づいて指名された代理人がその事務所を有する場所を、民事訴訟法第23条の適用上、財産の所在地とする。しかしながら、その事務所がない場合には、代理人がドイツにおける住所を有している場所又はそのような住所がない場合には、ドイツ特許商標庁の所在地をその場所とみなす。

(4) (1)による代理人指名に関する法的終了は、ドイツ特許商標庁又はドイツ特許裁判所が、その終了及び新たな代理人の指名の両方について通知を受けたときに始めて効力を生ずる。

第 59 条 登録意匠を示唆する表示

物品が登録意匠によって保護されているという印象を与えるような表示を使用する者は、請求があったときは、その事件における法的状況を知る上での正当な権益を有する者に対し、その表示の基になっている登録意匠に関する情報を提供する義務を負う。

第 60 条 延長法による登録意匠

(1) 2004年3月12日の改正法第2条(10)(BGBI. 1 S. 390)によって最終改正された1992年4月23日の延長法(BGBI. 1 S. 938)に従って延長されたすべての登録意匠に対しては、(2)から(7)までに別段の定めがない限り、本法の規定を適用する。

(2) 2001年10月28日までに期間満了していない登録意匠の保護期間は、出願日が属する月の末日から25年経過したときに消滅する。保護の維持は、出願日から起算して第16年度から第20年度まで及び第21年度から第25年度までに関する維持手数料を納付することによって生じる。

(3) 延長法が施行されるまでに有効であった法律に従って、既に登録意匠の使用に対する対価の請求が生じている場合には、その対価はその規定に従って支払われるものとする。

(4) 登録意匠であって、2004年5月31日の条文による延長法第4条に従って延長された著作権証明書によって保護されていたもの又は著作権証の付与を受けるためのその出願がされていたものを、延長法が施行されるまでに適用されていた法律規定に従って適法に使用していた者は、その意匠を連邦の全領域において引き続き使用することができる。保護権の所有

者は、意匠を使用する権利を有する者に対し、その継続使用に対する対価を請求することができる。

(5) 2004年5月31日の条文による延長法第4条に従って延長された意匠に関する特許出願であって、1988年12月9日の行政命令(GBI. 1 Nr. 28 S. 333)によって改正された1974年1月17日の意匠に関する行政命令(GBI. 1 Nr. 15 S. 140)第10条(1)の規定によるものが、公告されていた場合には、その公告は2004年5月31日まで有効であった条文による、意匠法第8条第2項による意匠登録簿への出願登録に関する公告と同等とする。

(6) 延長法に基づいて統一条約第3条に名称が記載されている地域又はそれ以外の連邦地域に延長された複数の登録意匠が、同一の保護対象を含んでおり、延長の結果、他人のものと合致することになった場合には、その保護権又は保護出願の所有者は、その時間的順位に拘わらず、保護権又は保護出願による権利を互いに、また、他の保護権又は他の保護出願の所有者がその意匠の使用を許可した相手方に対して権利を主張することができない。しかしながら、保護権又は保護出願の対象の使用は、保護権又は保護出願が延長された地域においては禁止又は制限されるものとするが、その無制限の使用が他の保護権若しくは他の保護出願の所有者又は当該人が保護権又は保護出願の対象の使用を許可した相手に重大な損害を与え、当該損害が関連するすべての事情及びこれら関係者の合法的権利を考慮したとき、不当であることを条件とする。

(7) 2004年5月31日の条文による延長法第1条又は第4条に基づいて延長された登録意匠の効力は、登録出願の優先順位を決定した後、かつ、1990年7月1日より前に、延長法が施行されるまで、意匠登録が効力を有さなかった地域において、その登録意匠を適法に使用した者には及ばない。当該人は、本法において準用する特許法第12条から生じる制限に従うことを条件とし、連邦領土の如何なる場所においても、同人の事業上の必要に応じ、同人又は他人の生産施設においてその登録意匠を使用する権利を有する。ただし、その意匠の無制限の使用が、保護権の所有者又は保護権の所有者がその保護権の対象の使用を許可した相手に対し重大な損害を与え、当該損害が、関連するすべての事情及び関係者の合法的権利を考慮した場合に、不当であるときはこの限りでない。外国で生産された生産物については、使用者は第1文による継続使用権を有するが、国内における使用が保護に値する財産の基礎となっており、かつ、その権利の否認は、関連するすべての事情を考慮したとき、使用者に不当な困難を生じさせることを条件とする。

第61条 印刷書体

(1) 印刷書体であって、2004年6月1日まで有効であった条文による印刷書体法第2条に基づいてされた出願に係るものは、(2)から(5)までに別段の規定がある場合を除き、本法による法的保護が与えられる。

(2) 2004年5月31日までにされた、印刷書体法第2条による登録出願に関しては、その日まで適用されていた保護要件に関する規定を引き続き使用する。

(3) 登録意匠によって与えられた権利は、2004年6月1日より前に開始された行為であって、印刷書体の所有者がその時に有効であった規定に基づいて禁止することができなかったものに対しては主張することができない。

(4) 登録されるまでは、(1)にいう印刷書体は、2004年5月31日まで有効であった条文による印刷書体法に定められている保護効力を有する。

(5) 第 28 条(1)第 1 文の規定に拘わらず, (1)にいう印刷書体に関する保護期間を維持するための手数料は, 保護期間第 11 年度以後に限って納付されるものとする。

第 12 章 共同体意匠

第 62 条 出願書類の回付

共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則 (EG) No 6/2002 (ABl. EG 2002 Nr. L 3 S. 1) の第 35 条 (2) による共同体意匠についての登録出願がドイツ特許商標庁に提出された場合には、ドイツ特許商標庁はその出願に受領日を注記し、かつ、審査することなしに、遅滞なくその出願を域内市場における調和のための官庁 (商標及び意匠) [OHIM] に回付する。

第 62a 条 共同体意匠に対する本法の規定の適用

ドイツ法が適用される場合には、本法の下記規定を、規則 (EG) No 6/2002 に基づいて保護されている共同体意匠の所有者からの請求に準用する。

1. 請求に関する規定であって、侵害の除去 (第 42 条 (1) 第 1 文)、損害賠償 (第 42 条 (2))、廃棄、回収及び引き渡し (第 43 条)、情報 (第 46 条)、提示及び検査 (第 46a 条)、損害賠償請求権の保全 (第 46b 条) 及び判決の公告 (第 47 条) に関するもの。これらの請求は、規則 (EG) No 6/2002 の第 89 条 (1) a 項から c 項までによる請求に関連するものである。
2. 規定であって、企業所有者の責任 (第 44 条)、補償 (第 45 条)、消滅時効 (第 49 条) 及び他の法令による請求 (第 50 条) に関するもの
3. 規定であって、輸入又は輸出の際に差押を求めるための申請 (第 55 条及び第 57 条) に関するもの

第 63 条 共同体意匠についての訴訟事件

(1) 規則 (EG) No. 6/2002 の第 80 条 (1) の意味での共同体意匠裁判所が管轄する訴えに関しては、係争金額に拘わらず、地方裁判所が第 1 審共同体意匠裁判所としての専属管轄権を有する。

(2) 州政府 (複数) は法令により、複数の共同体意匠裁判所の領域にある共同体意匠訴訟事件をそれらの 1 の裁判所に割り当てることができるが、そうすることが、手続を容易にするか、又は促進するようになることを条件とする。連邦の州政府は、その権限を州の司法当局に委嘱することができる。

(3) 連邦諸州は協定をもって、1 の州の共同体意匠裁判所が負う責務の一部又は全部を他の州の権限を有する意匠裁判所に移転することができる。

(4) 第 52 条 (4)、第 53 条及び第 54 条は共同体意匠裁判所に対する手続に準用する。

第 63a 条 委員会への通知

法務及び消費者保護のための連邦省は欧州共同体の委員会に対し、規則 (EG) No. 6/2002 に従って指定されている第 1 審及び第 2 審の意匠裁判所及びそれらの裁判所の数、名称又は地域的管轄の変更について通知しなければならない。

第 63b 条 共同体意匠裁判所の地域的管轄

規則 (EG) No. 6/2002 の第 82 条により、ドイツの共同体意匠裁判所が国際管轄を有する場合は、地域管轄に関しては、ドイツ特許商標庁に対してされた意匠登録出願又は同庁において登録された意匠に対するのと同じ規定を準用する。上記規定に基づいて管轄を確定すること

ができない場合には、地域管轄を有する裁判所は、原告がその一般的裁判籍を有する場所の裁判所である。

第 63c 条 破産手続

(1) 破産裁判所が、登録されている、又はその登録のための出願がされている共同体意匠が破産財団に含まれていることを知った場合には、その裁判所は直接に欧州商標意匠庁に対して、下記事項に関する情報を共同体意匠登録簿又は出願段階にあるときは、出願のファイルに記録するよう請求する。

1. 破産手続の開始及び未だ登録簿に登録されていない場合には、処分制限の命令
2. 共同体意匠又は共同体意匠出願についての制限解除又は譲渡
3. 破産手続についての拘束力のある停止、及び
4. 破産手続についての拘束力のある取り消し(ただし、債務者が管理下にある場合には、管理が終わった後に記録されるものとする。)及び処分制限

(2) 共同体意匠登録簿又は出願ファイルへの登録は、財産保全管理人も請求することができる。自己管理の場合には、管財人が清算人の代わりとなる。

第 64 条 強制執行命令の発行

連邦特許裁判所は規則(EG)No. 6/2002 の第 71 条(2)第 2 文による強制執行命令を出す権限を有する。強制執行を可能にする文書は、連邦特許裁判所登録官室の書記官が出すことができる。

第 65 条 共同体意匠に関する処罰可能な侵害行為

(1) 意匠権所有者の承諾を得ないで、規則(EG)No. 6/2002 の第 19 条(1)に違反して共同体意匠を使用した者は、3 年以下の懲役刑又は罰金刑に処せられる。

(2) 第 51 条(2)から(6)までを準用する。

第 13 章 ハーグ協定による産業意匠の保護

第 66 条 本法の適用

本法は、ドイツ連邦共和国の領土において保護を与える、意匠の国際登録に関する 1925 年 11 月 6 日のハーグ協定(ハーグ協定)(RGB1. 1928 II S 175, 203), 1934 年 6 月 2 日にロンドンで(RGB1. 1937 II S. 583, 617), 1960 年 11 月 28 日にハーグで(BGB1. 1962 II S. 774) 及び 1999 年 7 月 2 日にジュネーブ(RGB1. 2009 II S. 837)で調印された改正協定 による意匠(国際登録)に関する出願又は登録に準用するが、本章、ハーグ協定又はその改正協定に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第 67 条 国際出願の提出先

意匠の国際登録出願は、出願人の選択により、WIPO の国際事務局(IB)に直接に、又はドイツ特許商標庁を通じて提出することができる。

第 68 条 国際出願の回付

国際登録出願がドイツ特許商標庁に提出された場合には、ドイツ特許商標庁はその出願に受領日を注記し、それを審査することなしに、遅滞なく国際事務局に回付する。

第 69 条 登録阻害事由の審査

(1) 国際登録は、ドイツ特許商標庁が管理する登録簿への意匠登録の出願に関するのと同じ方法で第 18 条による登録阻害事由について審査される。保護の拒絶は、出願却下の代わりとなる。

(2) ドイツ特許商標庁が審査によって、第 18 条による登録阻害事由が存在していることを確認した場合には、同庁は国際登録の公告から 6 月以内に国際事務局に対して保護の拒絶を通知する。通知は、保護拒絶のすべての理由を記述しなければならない。

(3) 国際事務局が国際登録の出願人に対し、保護拒絶通知の書面を送付した後、ドイツ特許商標庁は出願人に対し 4 月以内に、保護拒絶に対して応答するか、又は保護を求める出願を取り下げる機会を与えるものとする。この期間が終了したとき、ドイツ特許商標庁は保護の拒絶を維持するか否かを決定する。ドイツ特許商標庁が保護の拒絶を維持すると決定した場合には、出願人はその決定に対し、同庁が管理する登録簿への登録を求める出願の拒絶に対して存在するのと同じ法律手段を有する。ドイツ特許商標庁が保護の拒絶を維持しないか、又は保護が不適切に拒絶されたと確認したときは、ドイツ特許商標庁は遅滞なく保護の拒絶を取り消す。

第 70 条 保護の事後的消滅

(1) ドイツ連邦共和国の領域に関して無効とするための申請又は反訴は、第 33 条(1)又は(2)による、無効の確認若しくは宣言を求める申請又は反訴に取って代わる。保護の撤回を求める訴えは、第 9 条(1)による消滅への同意を取得するための訴えに取って代わる。裁判所はドイツ特許商標庁に、拘束力のある判決文の謄本を送付する。第 35 条を準用する。

(2) ドイツ特許商標庁が、国際登録がドイツ連邦共和国の領土に関して効力を有さない旨の確認について通知を受けたとき又は登録の保護が撤回された旨の通知を受けたときは、同庁

は遅滞なくその事実を国際事務局に通知する。

第 71 条 国際登録の効力

(1) ドイツ共和国連邦の領土に関して保護を提供する国際登録は、その登録の日から、ドイツ特許商標庁に同日に出願され、登録簿に登録された登録意匠と同じ効力を有する。

(2) 国際登録が保護を拒絶された場合(第 69 条(2))又は登録に関して、ドイツ連邦共和国の領土に対しての無効が確認された場合(第 70 条(1)第 1 文)又は第 9 条(1)若しくは第 34 条(1)に従い保護が取り消された場合(第 70 条(1)第 2 文)には、その登録は(1)にいう効力を有さなかったものとみなす。

(3) ドイツ特許商標庁が保護拒絶の通知を取り消した場合には、ドイツ連邦共和国に関する国際登録は、登録の日に遡及して効力を有するものとする。

第14章 経過規定

第72条 適用法

(1) 登録意匠であって、1988年7月1日前に、連邦法律公報第III部、分類番号442-1において告示され、2002年7月23日の法律第8条によって改正された条文(BGB1. I S. 2850)に従って出願されたものに対しては、その時までには有効であった規定を引き続き適用する。

(2) 2001年10月28日までに有効であった保護要件に関する規定は、その日までに登録された、又は登録された登録出願に引き続き適用する。これらの登録意匠によって与えられる権利は、行為であって、2001年10月28日までに開始され、かつ、連邦法律公報III、分類番号442-1によって告示された改正条文による意匠法に従って、その日前に禁止することができなかつたものに対しては主張することができない。

(3) 登録意匠であって、2004年6月1日より前に出願され、現在、未だ登録されていないものは、その登録まで、連邦法律公報第III部、分類番号442-1において公告された改正条文であって、2004年5月31日まで有効であった意匠法によって定められていた保護効力を有する。

(4) 民法典への導入法第229条(6)を準用するが、連邦法律第III部、分類番号442-1において告示され、2002年1月1日まで有効であった改正条文による意匠法第14a条(3)は、2002年1月1日まで有効であった民法典の消滅時効に関する規定と同等とすることを条件として、準用する。

第73条 権利の限定

(1) 登録意匠によって与えられる権利は、複合物品を元の外見を回復するためにする修理における部品の使用に係る行為に対しては主張することができない。ただし、その行為が、2004年5月31日前に有効であった、連邦法律公報第III部分類番号442-1に告示された改正条文による意匠法に従って防止することができなかつたことを条件とする。

(2) 現存のライセンスであって、2004年6月1日前に許可された登録意匠についての出願又は登録によって与えられる権利に係るものに関しては、第31条(5)を、その権利が2004年6月1日以後も継続しているか、又はその日以後に付与されている場合に限り、適用する。

(3) 第10条による、創作者として名称掲示されることについての請求は、2004年6月1日以後に出願された登録意匠に限り主張することができる。

(4) 2004年5月31日まで有効であった条文による意匠法第8a条による基本意匠の変化形についての保護効力は、連邦法律公報第III部、分類番号442-1によって告示され、2004年5月31日までに有効であった改正条文によって定められている通りとする。第28条(2)は、意匠の変化形による基本意匠の維持について、特に基本意匠を考慮することを条件として適用する。

第74条 意匠法の現代化及び展示保護の公告に関する規則の改正に関する法律についての経過規定

(1) 2013年10月10日法(BGB1. 1 S. 3799)の2014年1月1日の施行より前に出願又は登録された意匠は、上記施行日以後、「登録意匠」というものとする。

(2) 第52a条は、2013年12月31日より後に係属することになる意匠訴訟に限り適用する。